

地域計画(変更案)

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (第3回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	佐伯市 44205
地域名 (地域内農業集落名)	鶴見地区 (吹浦、地松浦、沖松浦、有明浦)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	25 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	25 ha
② 田の面積	1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	24 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.6 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<現状>

鶴見地区は佐伯市の東部に位置し、温暖な気候を活用し、柑橘類が多く栽培されている。吹浦、松浦、有明浦の山裾には狭隘(きょうあい)な畑地が、段々畑には樹園地が点在している。

<課題>

地域によっては農業者が70歳以上が中心であり、後継者が未定であるため、今後新たな農地の受け手の確保が必要。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

入作を希望する認定農業者や認定新規就農者、企業参入を促進するとともに、露地柑橘、レモンを中心に推進していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、地域の農業者、担い手(法人、企業誘致等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	10.40	%	将来の目標とする集積率
			20.80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理事業を活用し、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
地域の農業者、法人への農地の集積・集約化を推進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
担い手がなくなった農地については農地中間管理機構を活用し集積を進める方針とする。
(3) 基盤整備事業への取組
農地耕作条件改善事業を活用し、計画的な水路や農道などの長寿命化のための補修や更新に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
保全組織、自治会、法人等と協力し地域の農地を守っていく。 法人の後継者としては、現役員や構成員の家族を中心に育成していく方針とする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
法人や担い手の体制の状況によっては作業委託も検討する方針とする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①について
鳥獣被害防止対策として、草刈り等によるいのししの巣窟を減らし、電気柵を設置することで被害を最小限にできるよう努める。
- ⑤について
温暖な気候を活用し、柑橘類の生産や産地づくりに向けた取組を行う。
- ⑦・⑧について
保全組織の活動を中心に農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。

